

周南市市民館跡地の利活用に関する調査特別委員会の設置について

周南市議会に下記のとおり特別委員会を設置することについて、周南市議会委員会条例（平成 15 年周南市条例第 243 号）第 5 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会
委員長 小林 雄 二

記

- 1 名 称 周南市市民館跡地の利活用に関する調査特別委員会
- 2 付 議 事 件 周南市市民館跡地（徳山保健センターを含む。）の利活用に関する
こと。
- 3 委員の定数 13人
- 4 調 査 期 限 調査が終了するまでとし、閉会中も調査できるものとする。